

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		民生委員推薦会運営事業						予算事業名		民生委員推薦会運営事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	民生委員法				
			03	01	01	1101	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-2地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）												
	②地域福祉ネットワークの充実						担当課係等	社会福祉課					
	1地域福祉推進機関の充実							企画管理係					
事業期間		継続（昭和29年度～令和 4年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
識見・人望があり，地域福祉の担い手として活躍できる民生委員児童委員候補者を選任・委嘱する。							民生委員法第5条に基づき民生委員候補者を推薦している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
・民生委員推薦会の開催 ・市民生委員推薦会が民生委員児童委員候補者を決定，県に推薦する。 ・この候補者を県が開催する社会福祉審議会に諮り，県知事が厚生労働大臣に委嘱具申する。 ・厚生労働大臣がこれを委嘱する。 *民生委員の一斉改選（次期改選：令和元年度）及び欠員補充の推薦が必要となった場合に開催する。							民生委員候補者						
							【事業をとりまく環境の変化】 地域福祉の担い手である民生委員は無報酬の非常勤公務員であり，厚生労働大臣の委嘱を受けて活動している。 近年は，対象者の抱える課題の複雑化・多様化に伴う業務の困難化などにより，相談業務の負担が増していることなどから民生委員・児童委員のなり手不足が課題である。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
・市民生委員推薦会が民生委員児童委員候補者を決定し県に推薦する。 ・この候補者を県が開催する社会福祉審議会に諮り県知事が厚生労働大臣に委嘱具申する。 ・厚生労働大臣がこれを委嘱する。 *欠員補充の推薦が必要となった場合に開				・市民生委員推薦会が民生委員児童委員候補者を決定し県に推薦する。 ・この候補者を県が開催する社会福祉審議会に諮り県知事が厚生労働大臣に委嘱具申する。 ・厚生労働大臣がこれを委嘱する。 *欠員補充の推薦が必要となった場合に開				・市民生委員推薦会が民生委員児童委員候補者を決定し県に推薦する。 ・この候補者を県が開催する社会福祉審議会に諮り県知事が厚生労働大臣に委嘱具申する。 ・厚生労働大臣がこれを委嘱する。 *一斉改選時及び欠員補充の推薦が必要と					
■事業費													
				H30年度		R01年度							
財源内訳	国庫支出金			0		0							
	県支出金			0		0							
	地方債			0		0							
	その他			0		0							
	一般財源			0		0							
歳入計（千円）				0		0							
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
歳出計（千円）（A）				0		0							
伸び率（％）													
備考	総合計画 54ページ 予算書 70ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	民生委員推薦会の開催	回	目標	2.00	2.00	2.00
			実績	0.00	0.00	0.00
	民生委員児童委員定数	人	目標	89.00	93.00	93.00
			実績	89.00	0.00	0.00
成果 指標	民生委員推薦会の開催	回	目標	2.00	2.00	2.00
			実績	0.00	0.00	0.00
	厚生労働大臣からの委嘱人数	人	目標	89.00	93.00	93.00
			実績	89.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	民生委員法の規定に基づき必要となる。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	民生委員法の規定に基づき市が実施するもので妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	民生委員法の規定に基づくもので妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	結城市民生委員推薦会規則の規定に基づき定数14人以内とされているもの。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	7つの選出区分それぞれから選出された委員が候補者を推薦するものであり偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	定数89人に対し欠員を生じることなく推薦している。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	定数89人に対し欠員を生じることなく推薦している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
結城市では平成28年12月1日の一斉改選において、定数89人のところ欠員を生じることなく委嘱が叶い、3年間で任期として活動中であるが、何らかの理由により退任を余儀なくされることとなった場合、高齢化や人間関係の希薄化などによる「なり手不足」により後任候補者が推薦できなくなる恐れがある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
民生委員児童委員の活動は、地域の福祉を支え増進することに直結するものであるため、担当地区ごとの世帯数、対応件数のバラつきによる民生委員活動の負担の不均衡が解消されるよう、民生委員児童委員協議会と十分に協議の上、地区割の変更や定数の増員を検討するほか、自治協力員等の地域の実情に通じた方々の協力を仰ぎつつ、欠員を生じることなく定数を維持するよう努める。また、令和元年度の一斉改選においては、定数が4人増の93人となるため、欠員を生じることなく推薦できるよう取り組む。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 民生委員推薦会の事業は、民生委員法に基づく民生委員の委嘱に必要な手続きであり、委員定数について定数上限以内で運営する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	